

1. 支援業務部門の機動性の確保及び確実な事業再生の促進

個別支援チームの選定を統括責任者の専決事項とする。また、事業再生をより確実なものとするため、統括責任者（債権放棄等をとまなう場合は原則として弁護士が作成）が、再生計画の実行可能性、経済合理性、金融支援の合理性等について「再生計画調査報告書」を作成し債権者に提出する。

2. 幅広い再生案件への対応

再生計画策定支援（第二次対応）を行うことが適当かどうかを判断するため、窓口相談（第一次対応）の段階において、財務面に加え、特に事業面での調査・分析についても専門家（主に中小企業診断士）の活用が可能であることを明確にし、より多くの中小企業の再生計画策定支援に結びつける。

3. 中立性の確保

統括責任者の委嘱及び統括責任者補佐の個別支援チームへの参画において次のように定める。

- (1) 認定支援機関の長は、対象債権者となる可能性のある金融機関等及びその子会社からの出向者を統括責任者として委嘱しない。
- (2) 統括責任者補佐の出向元が主要債権者である案件の計画策定支援を行う場合、統括責任者は、原則として当該統括責任者補佐を当該案件の個別支援チームの一員としない。

4. 再生計画策定先のフォローアップ

中小企業診断士等の専門家を活用して完了案件のフォローアップを強化することにより、着実な事業再生を図る。